(ロ)　附属書Ｃのグループ Ⅰ に属する規制物質（ハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ））の消費量の算定値（附属書Ａのグループ Ⅰ に属する規制物質の平成元年（一九八九年）における消費量の算定値の二・八パーセントと附属書Ｃのグループ Ⅰ に属する規制物質の平成元年（一九八九年）における消費量の算定値との和）の一五パーセント

ロ　生産量の算定値については、次の(イ)と(ロ)とを加えた値に対して次の表に定める比率を超えないこと。

(イ)　附属書Ｆに掲げる規制物質の平成二三年（二〇一一年）から平成二五年（二〇一三年）までの各年の生産量の算定値の平均値

(ロ)　附属書Ｃのグループ Ⅰ に属する規制物質（ＨＣＦＣ）の生産量の算定値（①附属書Ｃのグループ Ⅰ に属する規制物質の平成元年（一九八九年）における消費量の算定値と附属書Ａのグループ Ⅰ に属する規制物質の平成元年（一九八九年）における消費量の算定値の二・八パーセントとの和及び②附属書Ｃのグループ Ⅰ に属する規制物質の平成元年（一九八九年）における生産量の算定値と附属書Ａのグループ Ⅰ に属する規制物質の平成元年（一九八九年）における生産量の算定値の二・八パーセントとの和の平均値）の一五パーセント

規制の期間	規制の内容		
	消費量	生産量	規則の特例
平成三一年（二〇一九年）から平成三五年（二〇二三年）までの各一年間	九〇パーセント	九〇パーセント	適用が除外されるものとして合意された用途に関する生産量及び消費量については、適用しない。
平成三六年（二〇二四年）から平成四〇年（二〇二八年）までの各一年間	六〇パーセント	六〇パーセント	
平成四一年（二〇二九年）から平成四五年（二〇三三年）までの各一年間	三〇パーセント	三〇パーセント	
平成四六年（二〇三四年）及び平成四七年（二〇三五年）の各一年間	二〇パーセント	二〇パーセント	
平成四八年（二〇三六年）以降の各一年間	一五パーセント	一五パーセント	

(2)　締約国は、平成三二年（二〇二〇年）一月一日からの各一年間に附属書Ｃのグループ Ⅰ に属する規制物質又は附属書Ｆに掲げる規制物質を製造する各生産施設において発生し及び放出された附属書Ｆのグループ Ⅱ に属する規制物質が、実行可能な範囲において、締約国により承認された技術を用いてその放出と同一の一二箇月の期間内に破壊されることを確保する。

(3)　締約国は、附属書Ｃのグループ Ⅰ に属する規制物質又は附属書Ｆに掲げる規制物質を生産する施設において発生した附属書Ｆのグループ Ⅱ に属する規制物質の破壊が、締約国により承認された技術によってのみ行われることを確保する。

(二)　非締約国との貿易規制（第四条関係）

(1)　締約国は、非締約国からのＨＦＣの輸入をこの規定の効力発生の時から禁止する。

(2)　締約国は、非締約国へのＨＦＣの輸出をこの規定の効力発生の時から禁止する。

(三)　ＨＦＣに関する資料の提出の義務付け（第七条関係）

締約国は、ＨＦＣに関し、年間生産量、締約国により承認された技術によって破壊された量、輸入量、輸出量、附属書Ｆのグループ Ⅱ に属する規制物質を発生させる施設ごとの年間放出量等についての統計資料を事務局に提出する。

2　改正と平成一一年（一九九九年）の改正との関係

平成一一年（一九九九年）の改正の締約国である場合又はこの改正と同時に同年の改正の締約国となる場合を除き、いずれの国又は地域的な経済統合のための機関も、この改正の締約国となることができない。

3　気候変動に関する国際連合枠組条約及び同条約の京都議定書との関係

この改正は、気候変動に関する国際連合枠組条約及び同条約の京都議定書に定める約束の範囲からＨＦＣを除外する効果を有することを意図するものではない。

4　効力発生

(一)　この改正は、議定書の締約国である二〇以上の国又は地域的な経済統合のための機関によるこの改正の批准書、受諾書又は承認書の寄託を条件として、平成三一年（二〇一九年）一月一日に効力を生ずる。

(二)　議定書第四条（非締約国との貿易の規制）の変更は、議定書の締約国である七〇以上の国又は地域的な経済統合のための機関によるこの改正の批准書、受諾書又は承認書の寄託を条件として、平成四五年（二〇三三年）一月一日に効力を生ずる。同日までに当該条件が満たされなかった場合には、この改正は、当該条件が満たされた日の後九〇日目の日に効力を生ずる。

5　暫定的適用

締約国は、この改正が自国について効力を生ずる前はいつでも、議定書第二条のＪに定める規制措置及びこれに対応する議定書第七条に定める報告に関する義務について暫定的に適用することを宣言することができる。